大田市告示第129号

大田市農業担い手関連県単独事業補助金交付要綱(令和2年大田市告示 第128号)の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

大田市長 楫 野 弘 和

別表の2の表自営就農開始支援事業の部を次のように改める。

自営 1/2以内(た │(1) 機械等整備支援 補助上限額 認定新規就農者(農業経営基盤強化だし、農林水産 就農 1事業実施主 促進法(昭和55年法律第65号。省の農地利用効 体当たり10 開始 以下この表において「法」という。|率化等支援交付 000千円 事業 )第14条の4第1項に規定する青俭(融資主体支 | (経営継承に |年等就農計画の認定を受けた者をい||援タイプ、条件| 係る経費に対 う。)又は認定農業者(法第12条|不利地域支援タ する助成にあ 第1項に規定する農業経営改善計画イプ)(令和4 っては2,0 の認定を受けた者をいう。)等が農年3月31日付 00千円) 業経営を開始するにあたり必要な施け3経営第31 下限事業費 設等を整備するために要する次に掲56号農林水産 1機械等当た り300千円 げる経費に対して助成 事務次官通知) ア 農業用機械又は施設の購入又はによる助成を受 設置に要する経費(ただし、ハウけるものについ ス等整備交付要綱の対象となる農ては、当該助成 業用ハウス(育苗ハウスを除く。額を減じた額と )、畜産施設(牛舎、たい肥舎等する。) )、菌床きのこハウスを除く。) イ素畜(繁殖雄牛は5歳齢未満の ものに限る。) の導入に要する経 費(補助の対象及び額は別に定め る。) ウ 果樹等の植栽に要する経費

エ 排水改良、土壌改良その他作付

- け条件等の生産基盤の整備に要す る経費
- オ 就農者の労働環境整備のための 環境衛生施設(トイレ等)の設置 に要する経費
  - (2) 改良·改修支援

経営承継者が、経営継承によって取得した施設等の改良に要する経費に対して助成

- ア 経営承継により取得した施設等 の改良(栽培品目変更のための改 修、換気扇の設置、被害防止装置 の設置、作業道の導入など生産性 、安全性、作業効率の増加に資す ると見込まれるものをいう。)に 要する経費。ただし、修繕(交換 、補修、補強等をいう。)につい ては対象としない。
- イ 経営承継により取得した果樹等 の改植に要する経費
- ウ 経営承継により取得した圃場等 の排水改良、土壌改良、その他作 付け条件等の生産基盤の改修等に 要する経費

附則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。